

第176号

# くらしのウォッチャーだより

## contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 11月調査結果から  
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

### 見守り 新鮮情報

#### 事例1

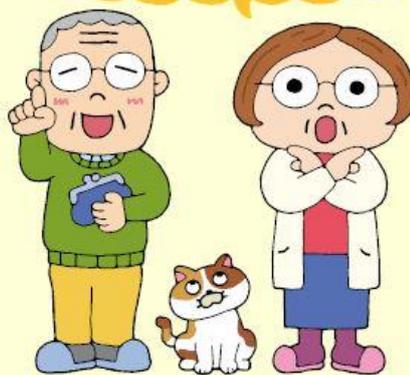
母親に、何度もしつこく海産物購入の**勧誘電話**があり、**断っていた**。最近は電話を取らなくなったが、昨日その事業者からの**不在通知**が入っていた。受け取り拒否をしてよいか。

(当事者：  
80歳代 女性)

注文していないなら  
支払い不要!

#### 事例2

実家に行ったところ、母親宛てに**注文していない健康食品が届いて**おり、定期購入と書いてある紙と**払込用紙**が**同封**されていた。どうしたらよいか。  
(当事者：90歳代 女性)



©Kurosaki Gen

## 一方的に送りつけられた 商品の代金は支払い不要!

- 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。  
～国民生活センター見守り新鮮情報より～

# 消費生活関連

11月中に10名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

## 電話勧誘

\* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です \*

- ・光熱費削減の勧誘電話があった。
- ・農機具買い取りの勧誘電話があった。
- ・屋根塗装の勧誘電話があったが断った。
- ・布団リフォームの勧誘電話があったが断った。
- ・保険代理店から新しい保険を紹介すると言われたが断った。
- ・履かなくなった靴を引き取ると言われたが, 断った。
- ・燃烧器具の法定点検のガイダンスが流れたが, 電話を切った。
- ・お風呂の給湯器の検査をすると電話があったが, 買わされそうなので断った。



## 家庭用蓄電池の勧誘トラブルにご注意! ~国民生活センターより~

全国の消費生活センター等には家庭等で利用する家庭用蓄電池に関する相談が多く寄せられています。2009年に開始された「余剰電力買取制度」と、2012年に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)」による住宅用太陽光発電の固定価格での買取期間は10年と定められており、2019年以降、買取期間を順次満了していきます。災害時にも役立つ家庭用蓄電池を用いた自家消費は、買取期間満了後の選択肢の一つです。

事業者から突然の電話や訪問を受けてもその場で契約はせずによく検討しましょう。

## 訪問販売

- ・布団クリーニングで地区を回っているとチラシを置いていった。

## その他

- ・契約している電力会社から、お得な料金プランの案内書面が届いた。
- ・スマホのSMSに荷物を確認するようURLが記載されたメッセージが届いた。

## 着衣着火に御用心! 毎年約100の方が亡くなっています!

—火に近づき過ぎない! 火力の調節, 適切な服装で事故予防—

何らかの火源により身に着けている衣類に着火する着衣着火により毎年約100の方が亡くなっています。そのうち8割以上が65歳以上の高齢者です。また、消費者庁・独立行政法人国民生活センターには、医療機関ネットワーク事業を通じて、86件の着衣着火の事故情報が寄せられ、そのうちの約6割が入院を必要とする事故でした。

これから寒くなり、ガスコンロでの鍋料理やストーブなどの暖房機器等で火を扱う機会が増えることが予想されますが、空気の乾燥により火災が発生しやすい季節です。



火を扱う際は、十分注意して着衣着火を防ぎましょう。

~消費者庁 HP より~

# 食品の品質表示

11月中にウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈11月分〉

品目別	調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生 鮮 食 品	農産物	薩摩芋	20	有	20	
				無	0	
	柿	名称・産地	20	有	20	
				無	0	
	水産物	貝	名称・産地	20	有	20
					無	0
畜産物	牛肉	名称・産地	20	有	20	
				無	0	
加工食品	ハム	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	10	有	10	
				無	0	

## ◆報告

- ・タイムセールの下シールで、産地表示が見えなかった。
- ・柿が「甘柿」と表示があったが、食べ進めると渋みが出てきた。
- ・薩摩芋は県外産、県内産と産地が様々だった。

## 消費生活相談員からのコメント

### ご存知ですか？公正マーク

～食品の公正マークは安心の目印です～

公正マークは、表示に関するルールをきちんと守っていることを示すものです。

消費者庁と公正取引委員会の共同認定を受けて作られた公正競争規約を運用するための民間団体の業界の自主規制機関がルールを決めています。公正マークは公正競争規約に従い適正な表示をしていると認められるものに表示しています。

今月の加工食品の調査品目の「ハム」は、

「公正マーク使用に関する細則」に従い、

ハム・ソーセージ類公正取引協議会が審査し、

問題がないと承認を受けたものに公正マークを

表示することが出来ます。この商品が表示に関

する法令等に則った表示がなされていることが

一目で確認できるものです。

商品を選ぶ時の参考にしてみてはどうでしょうか。

## 【公正マーク】



(ハム・ソーセージ類公正取引協議会 HP 一部引用)

## ～編集後記～

師走に入り、コロナ禍が収束しつつあるようです。商店街では、正月用品や生鮮食品などが店頭並び活気が出てきました。仙台市中央卸市場の価格動向見通し情報によると、昨年より高値の品目には、カニ類や数の子、イクラ、新巻鮭、ごぼう、馬鈴薯、みかん、りんご、和牛、豚肉等がありました。また、石油情報センターの統計情報ではガソリン・灯油・軽油などの価格が一時高騰しましたが、年末年始にかけて価格が少し下がる見通しです。食生活に必要な商品の値上がりは、消費者の購買意欲にも響きます。毎日の買物や商品を選ぶ時、不公正な業者と取引しない、環境・人・地域にやさしい商品を選択する、余計なサービスは断る、買いすぎない等、できることから「消費者市民社会」を考えて生活してみませんか。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

令和3年12月14日「大崎市消費生活サポーター養成講座」を開催しました。



令和3年12月23日発行